件名

特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令第四条に規定する特定非財務情報監査証明の範囲を指定する件

○金融庁告示第　　号

特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令（令和　　年内閣府令第　　号）第四条の規定に基づき金融庁長官が定めるものは、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置したサステナビリティ基準委員会において作成が行われたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準であって、令和八年六月十一日までに同委員会の名において公表が行われた別表の左欄及び中欄に掲げるものにより作成されたもののうち、同表右欄に掲げるものとし、令和九年四月一日から適用する。

令和　　年　　月　　日

金融庁長官　伊藤　　豊

別表

号　　数	表　　題	項　　数
サステナビリティ開示テーマ別基準第１号	一般開示基準	第７項⑴及び⑶、第８項から第 10 項まで、第 28 項並びに第 29 項まで
サステナビリティ開示テーマ別基準第２号	気候関連開示基準	第９項から第 12 項まで、第 40 項から第 43 項まで、第 44 項⑴、第 45 項、第 46 項⑴、第 47 項（⑶を除く。）、第 48 項から第 54 項まで及び第 60 項から第 68 項まで。ただし、第 44 項⑴、第 46 項⑴、第 48 項から第 51 項まで及び第 60 項から第 68 項までについては、スコープ１温室効果ガス排出及びスコープ２温室効果ガス排出に関するものに限る。